

[平成15年 第3回定例会]-[07月04日-06号]-P. 260

◆20番(青山圭一) それでは、通告をしておりました4点につきまして、一問一答で—民主・市民連合の青山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

時間の関係もでございますので、4番目の中小企業、ベンチャー企業等の支援策につきましては、要望のみとさせていただきます。まず初めに、経済局長に要望させていただきます。本市を取り巻く経済環境は極めて厳しい状況であり、市内中小企業、ベンチャー企業等の育成、支援を図ることが本市経済を活性化させることにつながると思っています。今年度も中小企業、ベンチャー企業等に向けた各種の支援策が予算化され、実践をされていると思いますが、ぜひ充実した支援策が迅速に展開をされますよう要望し、状況を注視して、見守ってまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、総合的な土地対策につきましてお伺ひさせていただきます。行革プランの中でもさまざま示されておりましたが、この総合的な土地対策の問題が非常に重要な問題だと思いますので、そういった観点から幾つか質問をさせていただきます。

平成14年9月に示されました行財政改革プランにおきまして、本市は公共事業の円滑な推進を図るため、土地開発公社、公共用地先行取得等事業特別会計、土地開発基金の3つの仕組みを活用し、公共用地の先行取得を行ってきた。こうした用地の大半は、既に道路、公園等として有効に活用されている。しかし、バブル経済の崩壊に伴う景気低迷による税収の落ち込み等から、先行取得用地の事業化が遅滞して進まず、土地の保有期間の長期化と保有総量の増加を招いている。また、地価高騰期に取得した土地などにつき、地価下落により、売却時に多額の差損を生じている。このように行革プランに示されているわけであり、特に土地開発公社が取得した土地に対する利息負担の問題は、本市財政を大きく圧迫している一つの要因であると思ひます。

今後の土地問題に関する基本的な対応として、低・未利用地対策基本方針、平成11年の2月に策定をされたものでありますが、これに基づいて新規取得を抑制するとともに、買い戻しを計画的に進め、再検討用地等については、市民ニーズや社会経済情勢などを十分に考慮しながら、有効活用のために用途の見直し等を行う、また、有効な利用目的が見出せなかった場合には、売却を含めた対策を講じると、この行革プランの中でも示されておひります。

そこで、これまでの土地対策に対する取り組み及び今後の取り組みについて、具体的に伺ひます。特に先行取得用地の保有状況と土地利用再検討用地の状況について、土地開発公社、そして公共用地先行取得等事業特別会計、土地開発基金の別にそれぞれお示しください。また、平成14年度の保有土地の民間への売却件数及び簿価と時価とのいわゆる差損についてもお示しをいただきたいと思ひます。以上です。

○議長(坂本茂) 総合企画局長。

◎総合企画局長(北條秀衛) 総合的な土地対策についての御質問でございますが、初めに、これまでの土地対策に対する取り組みについてでございますが、平成11年2月に策定いたしました川崎市低・未利用地対策基本方針に基づき、先行取得用地につきましては、新規取得の抑制と計画的な買い戻しに努めるとともに、当初計画に沿って使用していくべき土

地をA類型、時代状況の変化や市民要望の変化から取得時の利用目的がなくなっており、処分を含めた対策検討を行う土地をB類型に整理いたしました。B類型の用地については事業目的を変更し、できる限り特定財源を確保して買い戻しを進め、処分可能な低未利用地につきましては、早期売却を図ってきたものでございます。

また、土地開発公社につきましては、公社経営健全化計画を平成12年9月に策定し、供用済み土地や長期保有地の計画的な買い戻しを行い、処分可能な用地については公社による直接売却を実施してまいりました。その結果、平成12年度当初で約1,311億円であった土地保有高は、平成14年度末で約818億円となっており、約493億円を縮減したものでございます。

次に、今後の土地対策に対する取り組みといたしましては、事務事業総点検を行う中で、土地開発公社経営健全化計画のローリングを実施し、長期保有土地の縮減を図り、当初目的が喪失した用地等につきましては、新たな利用方策の検討を行うとともに、処分可能な用地は売却に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、先行取得用地の保有状況と土地利用再検討用地の現状についてでございますが、平成14年度末現在で土地開発公社の保有件数は191件、面積約29万9,000平方メートル、保有高は約818億円で、そのうち具体的計画がない土地利用再検討用地は6件、約6,000平方メートル、約25億円でございます。公共用地先行取得等事業特別会計の保有件数は45件、面積約21万1,000平方メートル、保有高は約597億円で、そのうち土地利用再検討用地は6件、約3,000平方メートル、約29億円でございます。土地開発基金の保有件数は47件、面積約3万6,000平方メートル、保有高は約53億円で、そのうち土地利用再検討用地は12件、約8,000平方メートル、約15億円でございます。

次に、平成14年度の保有土地の民間への売却件数及び差損につきましては、土地開発公社が10件、差損約22億4,000万円、公共用地先行取得等事業特別会計が1件、差損約3億3,000万円、土地開発基金が4件、差損約12億2,000万円となっております。以上でございます。

○議長（坂本茂） 青山議員。

◆20番（青山圭一） ありがとうございます。答弁では、土地開発公社保有の土地について、平成12年度当初で1,311億円であった土地保有高は、平成14年度末で818億円となり、493億円縮減したとのことで、一定の評価をするところでありますけれども、この中には、平成14年度の土地開発公社の民間への売却分も入っており、平成14年度の簿価と時価との差額、いわゆる差損は22億4,000万円生じる結果となりました。さらに、答弁によれば、平成14年度公共用地先行取得等事業特別会計で差損3億3,000万円余、土地開発基金で差損12億2,000万円余とのことです。これら3つのものを合わせますと、平成14年度の差損のみで合計で約37億9,000万円の差損額ということになります。

また、いただいた資料によりますと、平成14年度土地開発公社が保有する土地のうち、いわゆる長期保有、5年以上保有するものが実に全体の99.69%、10年以上のものが71.94%ということであります。このような実態でありますので、土地開発公社が所有する長期保有土地に対する利息負担は、本市財政を大きく圧迫する要因であると言えます。そこで、

土地開発公社の負担する利息及び金利に対する現状について伺います。取得価格に対する数値と比較してお示しください。また、この利息に対する軽減策をどのように考えているのか、財政局長に伺います。

また、平成14年度決算審査特別委員会において財政局長は、私の質問に対しまして、「今後新たな公社経営健全化計画を策定する上で、保有地の時価を把握することは必要なことと考えております。」、「来年度早々には実現できるようにしてまいりたいと考えております。」と、明確な答弁をいただいております。その後の取り組みについて伺います。以上です。

○議長（坂本茂） 財政局長。

◎財政局長（榑澤孝夫） 土地開発公社の金利等についての御質問でございますが、平成14年度末で保有する土地は約818億円でございますが、取得価格は土地代、補償費及び諸経費を含めまして約584億円でございます、利息は約235億円となっております。

次に、金利につきましては、土地開発公社はできるだけ低い金利で資金調達できるよう努めてまいりましたが、長期の資金調達におきましては、短期プライムレートに0.1%を加えた率で借入れを行っております。これは平成12年度から利率の引き下げを行った結果でございます、年率で0.2%低くなっているところでございます。また、平成13年度からは短期の借入れのつなぎ資金につきましては、入札による借入れを実施しており、この利率は0.09%から0.17%でございました。今後とも協調融資団との話し合いを継続し、利率の引き下げに努めてまいりたいと存じます。

また、利息の経過でございますが、平成10年度当初では帳簿価格が約1,422億円で、年度内の発生利息が約27億円であったものが、平成14年度末の帳簿価格は約818億円で、年度内の発生利息が約13億円となっております。

次に、土地開発公社の保有地に対する時価評価についてでございますけれども、土地開発公社が市の依頼を受けて先行取得いたしました土地は、事業目的に沿って市が買い戻す場合には、取得価格に諸経費及び利息を加えた帳簿価格で買い戻すことになっております。したがって、帳簿価格と時価との差という問題は生じませんが、代替地としての目的が失われるなどして、土地開発公社が直接民間に売却する土地に関しましては、帳簿価格と売却価格との間に差が生じる場合がございますので、それらの土地に関しましては、あらかじめその額を把握しておく必要がありますので、時価評価を行ったものでございます。現時点で、今後売却を予定しております土地は5件ございまして、帳簿価格は平成14年度末で約14億6,000万円でございます、これらの土地の時価評価額は合わせて約6億円となっており、差額は約8億6,000万円と見込まれているところでございます。以上でございます。

○議長（坂本茂） 青山議員。

◆20番（青山圭一） ありがとうございます。土地問題は、行財政改革を着実に進めるために必要な課題でありますけれども、答弁によれば、平成14年度で土地開発公社が保有

する土地は約818億円であり、そのうち利息は何と約235億円であります。簿価の約3割弱は利息であります。土地の長期保有の大きな弊害であると言わざるを得ません。また、平成14年度末で売却予定件数が5件で、帳簿価格は約14億6,000万円、これらの土地の時価評価額は合わせて約6億円とのことであり、差額は約8億6,000万円、この金額がいわゆる差損になるという見込みであります。

長期保有土地に対する利息軽減の問題、保有地の売却の問題がおくれればおくれるほど負担がふくれ上がるのは、今の数値が示しているとおりでと思います。他のいろいろな部門で幾ら行革を進めても、土地問題についての迅速な対応を図らなくては、市民への負担はますますふえるばかりであります。明確な時期を定め、一刻も早くこの土地問題についてはしっかりとした方向性を示すべきであります。そこで、土地開発公社の理事長でもある鈴木副市長に、今後の取り組みと見解について伺います。

○議長（坂本茂） 鈴木副市長。

◎副市長（鈴木真生） 土地開発公社の保有地に対する今後の取り組みについての御質問でございますけれども、本市といたしましては、これまで平成12年度に策定いたしました土地開発公社経営健全化計画に基づき、長期保有土地の縮減に向けて精力的な取り組みを進めてまいりました。計画につきましては順調に進捗をしております。平成14年度末で土地開発公社が保有する土地の帳簿価格は、先ほど来申し上げておりますように約818億円でございますけれども、平成15年度末では帳簿価格約721億円になるものと見込んでおります。

また、土地開発公社を有効に機能させるためには、長期保有する土地の総量を縮減するとともに、利息の増加を抑えることが引き続き重要な課題であると認識をしているところでございます。したがって、現在実施しております事務事業総点検やサマーレビューを通じまして、現行の土地開発公社経営健全化計画のローリングを行い、保有土地の着実な縮減に向けて、引き続き取り組みを強化してまいりたいと存じます。

○議長（坂本茂） 青山議員。

◆20番（青山圭一） ありがとうございます。事務事業総点検やサマーレビューを通じて取り組むということでございますので、ぜひこの問題はしっかりと取り組んで、あるべき方向を早いうちに出していただきたいと思います。状況等を注視をしながら、また機会を見て質疑をさせていただきたいと思っております。この件は以上にします。

次に、本市廃棄物処理事業について環境局長に伺います。本市の廃棄物処理事業について、行革プランの中で改革すべき課題として挙げられており、この取り組みが注目をされております。過去の議会におきましても、私も何度か取り上げさせていただいた一つであります。行革を着実に進める上で大きな問題の一つであります。そこで、まず初めに、ごみ収集体制の見直しに向けたこれまでの取り組みと今後の取り組みについて伺います。また、ごみ収集体制の見直しに向けた市民ごみ排出実態調査が本年度予算化をされておりますけれども、その内容と取り組み等について状況を伺います。

○議長（坂本茂） 環境局長。

◎環境局長（川副有康） ごみ収集体制の見直しに向けた取り組みなどについての御質問でございますが、初めに、ごみ収集体制の見直しに向けましては、現在、局内に廃棄物処理事業改善検討委員会を設置しておりまして、現行の処理システムについて検証を行うとともに、より効率的かつ効果的な事業の実施に向け、事業系ごみの許可業者収集への移行や粗大ごみ収集制度の見直しなどの検討を進めているところでございます。

また、今後につきましては、現在、川崎市環境保全審議会において御審議をいただいております本市の廃棄物行政が抱える喫緊の課題等に対し、市民、事業者、行政が協同してどのように取り組むべきかを示した行動計画のあり方についての御議論なども踏まえながら、ごみ収集車の乗車人員や普通ごみの収集回数などの諸課題につきましても、その改善方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民ごみ排出実態調査の内容と取り組み状況についてでございますが、家庭生活から排出されますごみにつきましては、市民のライフスタイルや消費財の変化などに伴いまして、その質や量も変化しております。そこで、市民の家庭生活から排出されるごみにつきまして、厨かい類、空き缶、空き瓶類、プラスチック類など、ごみの種類別の排出量や性状等の調査を行いまして、その排出実態を把握することにより、今後の廃棄物処理事業の見直しに向けた基礎資料を得るものでございます。具体的な取り組み状況につきましては、8月末から9月上旬にかけて調査を実施する計画としておりますことから、現在、委託業者の選定などの準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（坂本茂） 青山議員。

◆20番（青山圭一） ありがとうございます。それぞれの状況を伺いました。市民ごみ排出実態調査の取り組みとして、8月末から9月上旬にかけて調査を実施する計画、現在、委託業者の選定などの準備を進めているとのことですので、その推移を注視して、見守ってまいりたいと思います。

次に、行革の一環として、平成12年10月から一般廃棄物収集運搬業の許可制度が導入されてまいりましたけれども、どのような効果があったのか、具体的に伺います。また、現在、検討が行われております事業系ごみ10キログラム控除制度撤廃や許可業者への移行による効果について、財政効果も含め具体的に伺いたいと思います。さらに、この事業系ごみに係る制度改正時期についてはいつごろを考えているのか、あわせて伺います。以上です。

○議長（坂本茂） 環境局長。

◎環境局長（川副有康） 事業系ごみ収集の許可制度などにかかわる御質問でございますが、初めに一般廃棄物収集運搬業の許可制度の導入による効果についてでございますが、現在、事業系ごみにつきましては1日当たりの平均排出量30キログラム以上の事業者を許

可業者収集としております。その効果といたしましては、市が収集しております事業系ごみが減少したことに伴いまして、平成13年度からの3年間で車両19車、職員56名の削減が図られ、概算ではございますけれども、人件費といたしまして年間約4億5,000万円、車両維持管理費として年間約4,000万円の経費削減が図られたものと考えております。さらに一部の主要駅周辺の繁華街では、許可業者による早朝収集や土曜日・日曜日収集が行われておりまして、まちの美観がかなり改善されたとの評価を受けております。

次に、事業系ごみの10キログラム控除制度の撤廃によります効果についてでございますが、廃棄物処理法に規定されております事業者処理責任の徹底や受益にかかわる社会的な公正・公平性の確保が図られますとともに、ごみ処理手数料につきましても約10億円の増収が見込まれるものと考えております。さらに、現在市が収集しております1日当たりの平均排出量が30キログラム未満の事業系ごみが許可業者収集に移行することになりますと、職員や車両にかかわります経費の削減が図られるものと考えております。

次に、事業系ごみに係る制度の改正時期についてでございますが、行財政改革プランにも示されておりますとおり、平成16年度の実施を目指し、現在検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（坂本茂） 青山議員。

◆20番（青山圭一） 一般廃棄物収集運搬業の許可制度の導入に伴う効果については、平成13年度からの3年間で、車両19車、職員56名の削減が図られ、概算で人件費として年間約4億5,000万円、車両維持管理費として年間約4,000万円の経費削減が図られたとのことでもあります。また、検討が行われております事業系ごみの10キログラム控除撤廃や許可業者移行に伴い、ごみ処理手数料について約10億円の増収が見込まれるとのことでもあります。財政状況が極めて厳しい中で、このことは大きな財政効果と言えらると思っております。制度導入に当たっては、平成16年度の実施予定ということでもあります。制度導入に際してはさまざまな課題があると思っておりますが、着実な取り組みを行っていただくことを要望し、この点についても見守ってまいりたいというふうに思います。

それでは最後に、放置自転車対策につきまして、建設局長に伺います。放置自転車に関する質疑は議会でも何度か取り上げられておりますが、一向に改善されていないようです。新年度になったということ、そして地域の身近な問題ということで、取り上げさせていただきますが、まず放置自転車等に対する現状と取り組みについて伺います。

次に、放置自転車等の保管料等の料金改定が本年4月からなされましたが、その現状について。そして、さらに行革の一環として、有人駐輪場を無人駐輪場にするということについて伺います。また、放置禁止区域における土日の撤去活動についても、あわせて伺います。以上です。

○議長（坂本茂） 建設局長。

◎建設局長（梶川敏雄） 放置自転車対策についての御質問でございますが、初めに、放置自転車に対する現状と取り組みについてでございますが、本市では昭和62年3月に、自

転車等の放置防止に関する条例を制定し、現在、市内58駅のうち33駅周辺を禁止区域として指定いたしまして、放置自転車等の防止に努めているところでございます。現在、通勤通学等により長時間放置されている自転車を対象とした撤去活動や、駅周辺に配置した放置防止監視員による駐輪場への誘導、点字ブロック等の上になされている自転車の移動、整理等の対策を講じることにより、一定の効果があらわれているところでございます。しかしながら、買い物客等につきましては短時間の駐車のため、自転車等駐車をなかなか利用していただけず、その対応に苦慮しているところが現状でございます。

次に、本年4月1日の撤去保管料の改定による効果でございますが、改定2カ月経過後の放置自転車等の撤去台数について、前年同月と比較いたしましたところ、各月ともおよそ1,000台程度の減少が認められましたことから、一定の効果が出ていると考えております。

次に、有料有人駐車を無人駐りにすることについてでございますが、本市では本年4月1日から自転車等駐車場12カ所に20基の自動券売機を導入したところでございます。有料有人駐車の無人化につきましては、この自動券売機に対する自転車等の利用者の声も参考とさせていただきながら、駐車場の管理運営形態も含め、将来の検討課題とさせていただきたいと存じます。

次に、土曜、日曜の撤去活動でございますが、業務委託先の体制等の問題や、買い物客等の自転車も撤去することになり、これを行うことは非常に困難と考えております。以上でございます。

○議長（坂本茂） 青山議員。

◆20番（青山圭一） 現在、市内58駅のうち33駅周辺を禁止区域として指定し、放置自転車の防止に努めているとのことですが、実際のところ、放置禁止区域においても自転車等が放置されている現状があります。そこで伺います。放置禁止区域における自転車等の放置状況をどのように把握し、どのような対応をとっているのか。また、土日の自転車等の撤去活動については、業務委託先の体制の問題や買い物客等の自転車等も撤去することになり、これを行うことは非常に困難とのことですが、これでは放置禁止区域とした意味はなくなります。放置禁止区域の土日における放置状況について、どのように把握をされているのか、もし把握をされていないようであれば、調査を行い、しかるべき措置をとる必要があるかと思いますが、見解を伺います。

例えば、私の地元であります多摩区向ヶ丘遊園南口周辺は平成12年3月に放置禁止区域となりましたが、土日を含めて放置自転車が後を絶ちません。放置禁止区域を設定するに当たって、行政の活動に協力された地元の方の中には、放置禁止区域となっても以前と同じ、効果のない条例ならばやらない方がいい、土日の放置自転車の状況をどう考えているのか、との地元の声もあります。お考えを伺います。

○議長（坂本茂） 建設局長。

◎建設局長（梶川敏雄） 放置自転車等の対策についての御質問でございますが、現在、各駅周辺の放置禁止区域において、通勤通学等により長時間放置されている自転車等の撤

去作業を行っておりますが、その際、撤去指導員として従事している本市嘱託職員が区域内の放置状況を把握し、特にひどい状態で放置されている箇所より撤去作業を行っているところがございます。

しかしながら、土曜、日曜に放置禁止区域内に放置されている自転車等の撤去につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、業務委託先の体制の問題や買い物客等の自転車も撤去することになることを考えますと、非常に困難でございます。また、平日に撤去いたしました自転車を保管している自転車等保管所の収容台数についても、現時点で不足が生じていることから、今年度に新たに900台規模の自転車等保管所を設置いたしますが、これによりまして土曜、日曜の撤去活動による放置自転車を受け入れられる状況にございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、向ヶ丘遊園駅周辺における状況でございますが、平成14年5月の実態調査によりますと、自転車等駐車場の収容可能台数3,680台に対し、駐車場利用台数は2,577台、放置台数は555台、計3,132台となっております。日曜、祭日における自転車等駐車場につきましては、自転車利用者に無料で開放しておりますが、PRの不足も考えられることから、今後さらにPRを強化し、自転車等駐車場への誘導を図ることで、歩道上の放置自転車の防止に努めてまいります。以上でございます。

○議長（坂本茂） 青山議員。

◆20番（青山圭一） 答弁の中で、業務委託先の体制の問題について、土日の撤去作業ができる体制でないということですが、これは土日の撤去ができるところへ委託をすればいいわけでありまして、また、買い物客の自転車のために撤去ができないという論理はおかしいのではないかと思います。また、保管所が満杯ということであれば、増設するか保管所の回転率を上げるのが対策として考えられます。

私の調査によると、放置自転車が撤去され、保管所に置かれると、自転車等の所有者の特定と諸事務に約1カ月間、そしてその後、所有者に撤去したことを通知し、保管する期間が1カ月、合計2カ月保管所に自転車が置かれているようであります。そこで、この期間、諸手続の期間を短縮するとか、決められている保管期間を短くするなどの処置をとれば、保管所の回転が上がるかと思えます。現在抑制している土日の撤去活動もできることになるわけでありまして。結果として、放置自転車の解消に多少なりとも寄与するのではないかと思います。ぜひこの点などについて検討していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。